平成２８年（フ）第２１７号
岐阜市下奈良２丁目10番３－１号
債務者　杉本　博之
1　決定年月日時　平成28年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　棚橋　邦行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月29日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１０９２号
名古屋市守山区白山２丁目1001番地の１　アンジェロハウスＢ棟202号
債務者　品田　百菜
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月14日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第５号
栃木県真岡市長田586番地13
債務者　星野　朝美（旧姓田野實・木下）
1　決定年月日時　平成28年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２８年（フ）第１１３号
徳島県徳島市川内町旭野366番地の７　ボヌール旭野101号室、旧住所徳島県徳島市南沖洲１丁目10番50―203号
債務者　吉田　沙織
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１２９号
徳島県小松島市松島町14番47号
債務者　中村ツル子
1　決定年月日時　平成28年８月19日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８２号
北海道苫小牧市はまなす町１丁目６番11号
債務者　荒川　晴江
1　決定年月日時　平成28年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第９１号
北海道苫小牧市日の出町１丁目２番26号　クリスタルハーモニー14　103
債務者　兜谷　　悠（旧姓丸山）
1　決定年月日時　平成28年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第９２号
北海道苫小牧市緑町２丁目19番11号　ドリームハイツ101
債務者　若原　久治
1　決定年月日時　平成28年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第８２号
青森県八戸市大字売市字長根平４番地２　ツインパークスＡ102、前住所青森県八戸市江陽５丁目８番10号　サンシャイン21　306号室
債務者　欠端真鈴美
1　決定年月日時　平成28年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第１４３号
静岡県富士市厚原965番地の22
債務者　鈴木　夢乃
1　決定年月日時　平成28年８月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１１９号
三重県桑名市筒尾３丁目11番地12
債務者　黒木　栄三
1　決定年月日時　平成28年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１２５号
三重県三重郡菰野町大字宿野1371番地９
債務者　秦　　和人
1　決定年月日時　平成28年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１２８号
三重県桑名市多度町御衣野1161番地
債務者　水谷　祐基
1　決定年月日時　平成28年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１２９号
三重県四日市市朝日町１―15　医療法人石田会　石田胃腸科病院、住民票上の住所三重県四日市市東日野２丁目６番４号　シャインハイツ206
債務者　郡司　尚明
1　決定年月日時　平成28年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１３３号
三重県桑名市大字東方282番地２　水谷荘Ｅ号
債務者　水谷　義夫
1　決定年月日時　平成28年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１３４号
三重県四日市市西日野町4291番地８
債務者　梅畑千代子
1　決定年月日時　平成28年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
津地方裁判所四日市支部破産係